

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                        |
|-------|-----------------------------|
| 2     | 保育所における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県北茨城市長

## 公表日

令和7年10月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                    |   |
|---|---|
| ①事務の名称                                  | 保育所における保育の実施等に関する事務   |
| ②事務の概要                                  | <p>①申請に基づき保育所への入退所を管理<br/>1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知<br/>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収<br/>1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知<br/>5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込<br/>③運営費報告資料の作成<br/>1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)</p> <p>申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。<br/>このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。</p> |
| ③システムの名称                                | 保育料システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                          |   |
| 1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                              |   |
| 法令上の根拠                                  | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br/>第9条第1項 別表第一 第9、127項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8、第68条</p>   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                |   |
| ①実施の有無                                  | <p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                                 | <p>【情報提供の根拠】<br/>なし<br/>【情報照会の根拠】<br/>番号法第19条第8号<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の17の項</p>   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                       |   |
| ①部署                                     | 市民福祉部 子育て支援課  |
| ②所属長の役職名                                | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関                             |   |
| ――                                      |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                  |   |
| 請求先                                     | 子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111  |

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 | 子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111 |
|-----|--|

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

|        |  |
|--------|--|
| 適用した理由 |  |
|--------|--|

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

|                  |   |
|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満<br/>5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か         | 令和7年4月1日 時点   |

### 2. 取扱者数

|                        |  |
|------------------------|--|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上<br/>2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か               | 令和7年4月1日 時点  |

### 3. 重大事故

|  |  |
|--|--|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり<br/>2) 発生なし</p> |
|--|--|

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                               |           |   |
|---|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書<br/>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br/>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)              |           |   |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |   |
| [ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ]                          | [ 十分である ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| [ 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か ]         | [ 十分である ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| [ 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か ] | [ 十分である ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                                |           | [ ]委託しない  |
| [ 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か ]                       | [ 十分である ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)        |           | [ ]提供・移転しない   |
| [ 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か ]                        | [ 十分である ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                               |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)   |
| [ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ]                          | [ 十分である ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| [ 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か ]                           | [ 十分である ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                                    |   |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

|                       |                                    |   |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠                 |                                    | 人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。<br>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

## 9. 監査

|       |  |                                   |                                   |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 ] | [ <input type="checkbox"/> 内部監査 ] | [ <input type="checkbox"/> 外部監査 ] |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|

## 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                                       |   |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 |  | [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]<br><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|--|--|

|              |                                    |  |
|--------------|------------------------------------|--|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠        |                                    | 保育認定システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目                                    | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年4月26日  | I 関連情報、5評価実施機関における担当部署、①部署            | 市民福祉部 社会福祉課  | 市民福祉部 子育て支援課   | 事後   | 組織変更      |
| 平成28年4月26日  | I 関連情報、7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求           | 社会福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111  | 子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111   | 事後   | 組織変更      |
| 平成28年4月26日  | I 関連情報、8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ         | 社会福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111  | 子育て支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111   | 事後   | 組織変更      |
| 平成29年5月31日  | I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】<br>なし<br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二 第13、116の各項   | 【情報提供の根拠】<br>なし<br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二 第13項   | 事後   | 法令上根拠修正   |
| 平成29年5月31日  | II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か            | 平成27年9月1日時点  | 平成29年4月1日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 平成29年5月31日  | II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か            | 平成27年9月1日時点  | 平成29年4月1日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 平成29年12月28日 | I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要      | ①申請に基づき保育所への入退所を管理<br>1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議<br>3. 入所決定 4. 入所承諾通知<br>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収<br>1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算<br>4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込<br>③運営費報告資料の作成<br>1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) | ①申請に基づき保育所への入退所を管理<br>1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議<br>3. 入所決定 4. 入所承諾通知<br>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収<br>1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算<br>4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込<br>③運営費報告資料の作成<br>1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)<br>申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。 | 事後   | 事務の概要追加   |
| 平成29年12月28日 | I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称    | 保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー  | 保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス   | 事後   | システム名称追加  |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 平成30年4月27日 | II しきい値判断項目、1対象人<br>数、いつ時点の計数か                | 平成29年4月1日時点  | 平成30年4月1日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 平成30年4月27日 | II しきい値判断項目、2取扱者<br>数、いつ時点の計数か                | 平成29年4月1日時点  | 平成30年4月1日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 平成31年4月26日 | II しきい値判断項目、1対象人<br>数、いつ時点の計数か                | 平成30年4月1日時点  | 平成31年1月29日時点   | 事後   | 時点修正      |
| 平成31年4月26日 | II しきい値判断項目、2取扱者<br>数、いつ時点の計数か                | 平成30年4月1日時点  | 平成31年4月1日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 令和7年8月1日   | I 関連情報、1特定個人情報<br>ファイルを取り扱う事務、③シ<br>ステムの名称    | 保育認定システム、宛名管理システム、中間<br>サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイ<br>ナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス                                      | 保育認定システム、宛名管理システム、中間<br>サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイ<br>ナポータル)、いばらき電子申請・届出サービ<br>ス、申請管理システム                         | 事後   | システム名称追加  |
| 令和3年9月1日   | I 関連情報、3個人番号の利用、<br>法令上の根拠                    | ・行政手続における特定の個人を識別するための番<br>号の利用等に関する法律(番号法)<br>第9条第1項 別表第一 第8、94項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める<br>命令<br>第8、68条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番<br>号の利用等に関する法律(番号法)<br>第9条第1項 別表第一 第8、94項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める<br>命令<br>第8、68条 | 事後   | 法令上根拠修正   |
| 令和3年9月1日   | I 関連情報、4情報提供ネット<br>ワークシステムによる情報連携、<br>②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】<br>なし<br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二 第13、116<br>項   | 【情報提供の根拠】<br>なし<br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号 別表第二 第13、116<br>項   | 事後   | 法令上根拠修正   |
| 令和3年9月1日   | II しきい値判断項目、1対象人<br>数、いつ時点の計数か                | 平成31年1月29日時点   | 令和3年1月27日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 令和3年9月1日   | II しきい値判断項目、2取扱者<br>数、いつ時点の計数か                | 平成31年4月1日時点  | 令和3年4月1日時点   | 事後   | 時点修正      |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------|
| 令和7年10月31日 | I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br/>第1条第1項 別表第一 第8、94項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令<br/>第8、68条</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br/>第9条第1項 別表第一 第9、127項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8、第68条</li> </ul>  | 事後   | 法令上根拠修正   |
| 令和7年10月31日 | I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠        | <p>【情報提供の根拠】<br/>なし</p> <p>【情報照会の根拠】<br/>番号法第19条第8号 別表第二 第13、116項</p>  | <p>【情報提供の根拠】<br/>なし</p> <p>【情報照会の根拠】<br/>番号法第19条第8号<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の17の項</p>  | 事後   | 法令上根拠修正   |
| 令和7年10月31日 | IV リスク対策8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か   | -  | 十分である   | 事後   | 様式変更      |
| 令和7年10月31日 | IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠                   | -  | <p>人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> | 事後   | 様式変更      |
| 令和7年10月31日 | IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策 | -  | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  | 事後   | 様式変更      |
| 令和7年10月31日 | IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】     | -  | 十分である   | 事後   | 様式変更      |

| 変更日        | 項目                                | 変更前の記載      | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|-------------|--|------|-----------|
| 令和7年10月31日 | IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠 | -           | 保育認定システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後   | 様式変更      |
| 令和7年10月31日 | II しきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か        | 令和3年1月27日時点 | 令和7年4月1日時点   | 事後   | 時点修正      |
| 令和7年10月31日 | II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か        | 令和3年4月1日時点  | 令和7年4月1日時点   | 事後   | 時点修正      |